

令和2年度介護人材確保育成支援事業業務委託に係る実施要領

1 業務の概要

(1) 業務の目的

釧路市内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受けている指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定地域密着型サービス事業所（以下「事業所」という。）を運営する法人（以下「運営法人」という。）が、当該事業所において介護分野の未経験者で介護に関する資格（介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了、訪問介護員養成研修1級課程及び2級課程修了、介護職員初任者研修修了、介護支援専門員等）を有しない者を雇用し、専属の指導者による介護現場での実習を通して介護職として必要な知識・技術を習得させると共に、介護職員初任者研修の資格を取得させ、介護人材の確保・育成を図ることを目的とする。

(2) 受託事業者の選定方式

一般競争入札の方法により決定する。

本業務については、上記目的をより効率的、効果的に達成するため、1の(1)に規定する運営法人を対象範囲とし業者の選定をするものである。

(3) 業務内容

別添「令和2年度介護人材確保育成支援事業業務委託仕様書」による。

(4) 業務実施予定事業所数

16事業所（原則として1法人1事業所での実施とする。）

(5) 業務委託場所

釧路市内

(6) 予定価格

990,000円

(7) 業務委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(8) 業務の成果報告

委託業務終了後、速やかに別に定める事業実績報告書に関係書類を添付し市へ報告するものとする。

2 業務参加資格条件

令和2年度介護人材確保育成支援事業業務委託（以下「業務委託」という。）を受託しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受けている指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定地域密着型サービス事業所（以下「事業所」という。）のうち、釧路市内に事業所を置く法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(4) 釧路市から課税されている全税目について未納がないこと。

(5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の10、第92条、及び第115条の19に基づく指定の取り消し、指定の全部若しくは一部の効力の停止、又は同法第

104条に基づく許可の取り消し、許可の全部若しくは一部の効力の停止についての処分を受けた日から5年を経過しない者でないこと。

(6) 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと。

(7) 公告の日から入札執行日までにおいて、釧路市建設工事等指名停止取扱要綱の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

3 担当部署

〒085-8505 釧路市黒金町8丁目2番地 防災庁舎3階

釧路市福祉部介護高齢課

電話：0154-31-4598 FAX：0154-32-2003

E-mail：ka-kaigohoken@city.kushiro.lg.jp

4 入札参加申請

(1) 一般競争入札に参加しようとする者は、次のとおり参加表明書及び関係書類を提出しなければならない。

ア 提出書類

①参加表明書（別記1号様式）

②釧路市税完納証明書（担当部署：市民税課税務担当 電話：0154-31-4513）

イ 提出期間

令和2年4月1日から令和2年4月10日までの釧路市の休日を定める条例（平成17年釧路市条例第2号）に規定する釧路市の機関の休日（以下「釧路市の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで

ウ 提出部数

各1部

エ 提出先

上記3の担当部署に同じ。

オ 提出方法

持参又は郵送による。なお、郵送により提出する場合には、提出期間内に提出先に必着のこと。

(2) 入札参加資格の確認に関する申請書類は、釧路市役所ホームページにおいて、告示の日からダウンロードするものとする。

(3) 参加表明書及び関係書類を提出期限までに提出しなかった者は、一般競争入札に参加することができない。

(4) 一般競争入札に参加することができる者の選定は、提出された参加表明書及び関係書類により参加資格要件を確認し選定する。

なお、選定された者に対しては、その旨を記載した書面により通知する。一方、選定されなかった者に対しては、書面によりその旨と理由を通知する。

(5) 市は一般競争入札への参加を要請した者について参加資格者名簿へ登載する。

(6) その他

- ア 参加表明書及び関係資料の作成・提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された参加表明書及び関係書類は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された参加表明書及び関係書類は返却しない。

5 業務委託要領及び業務委託仕様書の閲覧等

(1) 当該業務委託に係る業務委託要領及び業務委託仕様書は次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和2年4月1日から令和2年4月22日までの釧路市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

釧路市役所福祉部介護高齢課において閲覧に供するが、釧路市役所ホームページにも掲載する。

(2) 業務委託要領及び業務委託仕様書に対する質問がある場合には、次のとおり所定の質問書(別記4号様式)を電子メールにて提出すること。

ア 受付期間

4の(1)イと同じ。

イ 受付場所

3と同じ

(3) 質問に対する回答は、市が質問書を受理した日から2日以内(釧路市の休日を除く)に質問者に対して電子メールにて回答するものとする。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和2年4月23日 午後1時30分

(2) 場所 釧路市黒金町8丁目2番地
釧路市役所防災庁舎 5階会議室B

7 入札方法

(1) 入札者は、所定の入札書等(代理人が入札する場合については委任状が必要)に必要な事項を記入し、提出しなければならない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、3回までとする。ただし、初回又は第2回目の入札において、参加を辞退した者又は無効入札をした者は、再度の入札に参加することはできないものとする。

(4) 入札代理人は、入札に際し、委任状を提出しなければならない。

(5) 入札者及び入札代理人は、同一事項の入札に他の代理人として参加することができない。

(6) 提出後の入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。

(7) 必要があると認められるときは、入札の延期、中止又は取消をすることができる。

(8) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札書に記名又は押印がなされていない入札
- イ 入札書の入札金額を訂正した入札
- ウ 2以上の入札書を提出した者の入札
- エ 入札書の内容が確認できない入札
- オ 入札に関し不正の行為をした者の入札
- カ その他釧路市契約規則に定める入札に関する条件に違反した入札

8 入札保証金

釧路市契約規則第6条第3号及び釧路市契約規則の施行について第2章第1節3規則第6条関係(2)ーウに基づき免除する。

9 落札者の決定等

(1) 市は予算の範囲内で予定価格を記載した予定価格調書を作成し、開札の際はこれを開札場所に置き、この範囲内で最低の価格をもって入札した者から順に、より価格の低い者を1の(4)に定める業務実施予定事業所数の範囲内で各々の事業所を運営する法人を落札者として決定する。

(2) 入札の結果、予定価格調書の範囲内の入札を行った者のうち、落札順位が最下位の者が複数おり、1の(4)に定める業務実施予定事業所数を超えるときは、当該対象者によりくじ引きによる抽選により落札者を決定する。

(3) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結をしないとき又は指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- ウ その他入札参加条件に欠けていたとき。

10 入札結果の公表

入札結果については、落札者を決定した日の翌日（釧路市の休日を除く）に、釧路市役所ホームページにより公表する。

11 契約手続

落札者として決定したときは、別途、釧路市契約規則の規定により契約手続を行う。

12 契約保証金

釧路市契約規則第30条第6号及び釧路市契約規則の施行について第3章第1節4規則第30条関係(2)ーアに基づき免除する。

13 契約書作成の要否

要

1 4 業務委託契約に関する事項

(1) 業務委託契約の相手方

一般競争入札による落札者として決定した者を、本業務委託契約に係る相手方とする。

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約は1の(6)に示した予定価格を上限額とし、9の(1)、(2)の落札額とする。

(3) 業務委託契約内容等

本業務の委託契約は、業務委託契約書によるものとする。

1 5 その他

参加要請者として選定された後に参加を辞退する場合は、3の担当部署に連絡すること。